

<p>○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>税務課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目次</p>
		<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第六十三号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六条の三の見出し中「個人の事業税等に係る」を「収納の事務を委託した者に払い込むことができる」に改め、同条中「個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る」を削り、「徴収金は」の下に「次に掲げる税目に係るものであつて」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 個人の行う事業に対する事業税
- 二 不動産取得税
- 三 自動車税の種別割

第十四条の表五の項中「第六条の八第五項」を「第六条の七第五項」に改め、同表八の項中「第六条の八第二項」を「第六条の七第二項」に改める。

様式第一号裏中「~~△~~」を「~~△~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の岡山県税条例施行規則様式第一号による徴税吏員証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県税条例施行規則様式第一号による徴税吏員証とみなす。